

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に

関する法律の一部を改正する法律

(平成二十三年四月二七日法律第二一八号)

一、提案理由(平成二二年五月二八日・衆議院安全保障委員会)

○北澤国務大臣　ただいま議題となりました防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

防衛施設周辺地域における生活環境等の整備に係る需要が多様化していること等にかんがみ、特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に当たって特に配慮すべき市町村の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業について、公共用の施設の整備またはその他の生活環境の改善もしくは開発の円滑な実施に寄与する事業とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願ひいたします。

これは、特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に当たって特に配慮すべき市町村の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業について、公共用の施設の整備またはその他の生活環境の改善もしくは開発の円滑な実施に寄与する事業とするものであります。

二、衆議院安全保障委員会報告

(平成二二年一一月一六日)

○平野博文君　ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過並び結果について御報告を申し上げます。

本案は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業として、公共用の施設の整備に加えて、その他の生活環境の改善または開発の円滑な実施に寄与する事業を規定する必要がありります。以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたし

本案は、第百七十四回国会に提出され、五月十一日に本委員

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律

九八

会に付託され、同月二十八日北澤防衛大臣から提案理由の説明を聴取した後、今国会まで継続審査に付されていましたのであります。

今国会におきましては、去る十一月の一日、北澤防衛大臣から再度提案理由の説明を聴取した後、質疑を行いました。質疑終局後、討論、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告(平成二三年四月二〇日)

○佐藤公治君　ただいま議題となりました法律案二件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、防衛施設周辺環境整備法改正案は、防衛施設周辺地域における生活環境等の整備に係る需要が多様化していること等に鑑み、特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に当たつて特に配慮すべき市町村の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業として、公共用の施設の整備に加えて、その他の生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を規定するものであります。

委員会におきましては、拡大される調整交付金対象事業の具

体的な内容、調整交付金予算の増額の理由と今後の見通し、東日本大震災被災地への調整交付金等の支給の配慮等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。
(略)

四、衆議院安全保障委員長報告(平成二三年四月二二日)

○平野博文君　ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本案は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業として、現行の公共用の施設の整備に加えて、その他の生活環境の改善または開発の円滑な実施に寄与する事業を規定するものであります。

本案は、前国会におきまして、本院で可決され、参議院で継続審査となつていたものでありますが、今国会の去る四月の二日、参議院において原案のとおり可決の上、本院に送付され、同日本委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、昨二十一日、提案理由の説明を省略

し、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもつて原案の
とおり可決すべきものと決しました。
以上、報告申し上げます。